

特定流域総合治山事業（新規）

1 趣旨

近年、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨や大規模な地震などにより、流域にわたって多数の山地災害等が発生し、人命や財産が失われるとともに道路交通の途絶による集落の孤立化等の問題が生じている状況にあり、特に、上流側に国有林、下流側に民有林とが所在している流域においては、民・国が緊密な連携の下、重点的かつ総合的な治山対策が強く望まれている。

このため、集中豪雨や地震等により著しく森林の水土保持機能が低下した流域において、民有林と国有林を一体とした全体計画を策定し、関係機関がより緊密な調整を図りつつ、一体的かつ総合的な治山対策を実施し、民生の安定を図ることとする。

2 事業内容等

（1）事業内容

民有林と国有林を一体とした全体計画が策定されている流域において、当該計画に基づき、治山施設の整備、防災林の造成・整備、保安林管理道の整備、山地災害情報の提供等を実施し、必要に応じて、ソフト面での防災対策を行える交付金を活用するなど、地域防災力の総合的な向上を図る。

（2）採択基準

次のアからウのすべての条件を満たし、かつエからカのいずれかの条件を満たす全体計画が策定されている流域であって、民有林と国有林を一体とした対策を講じるもの。

ア 近年の山地災害等の発生状況から、森林の持つ水土保持機能の高度発揮が特に認められる流域であって、民有林と国有林が一体的かつ総合的な対策を講じる必要のある流域であること

イ 流域における森林面積が概ね100ヘクタール以上であり、かつ、当該地域の森林の概ね30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む）であること

ウ 全体計画の事業規模が2億円以上であって、概ね5箇年以内で実施するものであること

エ 1級河川上流

オ 2級河川上流

カ その他河川または地区で、市街地または集落（人家30戸以上）等の保護

3 事業実施主体等

都道府県

4 補助率等

都道府県：1/2（火山地域においては5.5/10）

5 科目

（目）治山事業費補助

（目細）特定流域総合治山

6 平成18年度概算決定額

700,000千円

【林野庁治山課】